

Can Do”

“可能性への挑戦”



第6号
第6号

金田会計事務所通信

大変革の時代に生きる

振り返ってみれば、グローバル化や規制緩和の進展によりこの十数年の間、かつてない大きな変化が個人、家庭、企業、社会に押し寄せました。今後、もっと激しく変わっていくことでしょう。私たちはどう対応していけばよいのでしょうか。

不思議なことですが、苦難・苦労により大きく成長させられたと考えている人がいる一方、何故か同じ苦労をしても、過去に留まったままで、恨みしか残らない人もいますようです。私は多くの経営者を見てきましたが、事業を失敗した人は、景気のせいにしてたり、政府の政策、特定の個人やライバル、果ては従業員のせいにする人たちがほとんどでした。どうしてこのような差が出てしまうのでしょうか。

人間は弱いもので、過去の成功体験からは抜け出しにくいものです。トリニトロン、ウォークマンのSONY や VHS のビクターなどの失敗を例に取るまでもなく、新しい時代に対応することは容易ではありません。ではどうすれば時代を先取りし、変化に対応することができるのでしょうか。私のこの自問自答に対して、年初に一つの答えが与えられた気がします。

自分の人生は自分が責任を持って切り開くしかありません。つまり、主人公意識が大切です。人間はどうしてもこの人生の主人としての立場を離れてしまいがちです。責任を取らず、他のせいにするのが楽だからです。私はこれが諸悪の根源であると考えています。精神的な病気を抱えている人ならともかく、健康で、これから頑張ろうとする人はこの主人公意識をなくしては過去や人を恨むばかりの寂しい人生になってしまいます。

結論として私が得た答えは、主人公意識を持続する方法とは、「180度変わる」ということでした。ただ単に自分が変わればいいのではなく、180度なのです。なんと恐ろしいことかと考え込んでしまいます。本当にそうなのだろうかと否定したくなるほどでした。10度、20度ではなく、180度ならば、全く違う自分となってしまうのです。不可能な気がします。しかし、私の本心は、常に自らを刺激し、自己改革に勇敢に取り組むことにより、この大変革の時代をリードする者となれるのだと確信しています。業界の常識、過去の経験に囚われたままではなく、大きな可能性を信じ、自分がどれだけ（180度！）変われるのかがこれからの人生を左右するのだとこの年頭に言い聞かせて私はスタートしています。

税理士 金田康良



平成19年度税制改正大綱の決定

平成19年度与党税制改正大綱が発表されました。昨年度と違い、驚くような改正案は示されず、全体としては減税色がみられますが、来年度以降の消費税問題を含め、嵐の前の静けさといったところです。今回はその中で、特に中小企業者にとって重要と思われる項目を紹介します。

【減価償却制度の見直し】(減税)

現行の減価償却費の95%限度額が撤廃され、償却できなかった取得価額の5%の金額を含めて、平成19年4月1日以降に取得した減価償却資産は備忘記録1円だけ残した全額を耐用年数で償却することが可能となりました。平成19年3月31日以前に取得した資産については、未償却の5%部分は、5年で均等償却されます。

【特定同族会社の留保金課税の見直し】(減税)

一定以上の所得がある場合に追加課税が適用される留保金課税制度については、資本金が1億円以下の中小特定同族会社には、撤廃されることとなります。これにより、中小同族会社は、今後、留保金課税を心配せずに利益をどんどん上げることができそうです。

【特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の見直し】(減税)

一定の要件に該当する同族会社のオーナー社長の給与のうち給与所得控除額部分を損金に算入しない(つまり、税金の計算上利益とみなす)制度の現行800万円の適用除外(オーナー社長の給与と法人の税務上の利益の合計額が800万円以下だと適用対象にならない)基準が平成19年4月1日以降開始する事業年度から1,600万円以下にと引き上げられました。これにより、多くの中小企業が適用から外れると見込まれます。

【非上場株式にかかる相続精算課税制度の特例】(減税)

平成19年1月1日から平成20年12月31日までの間に推定相続人の一人が60歳以上の親かの非上場会社の株式(取引相場のない株式)の贈与については、3,000万円までを非課税とし、相続時に精算できることとなりました。要件としてはその推定相続人が5年以内に同会社の代表者となり、かつ、その発行済株式数の50%超を有することなどです。これにより、中小企業の事業承継にはかなりプラスとなりそうです。

【 上場株式の譲渡益及び配当の軽減税率の特例の延長 】(減税)

上場株式等の配当に係る軽減税率(所得税 7%、住民税 3%)の特例及び上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率(所得税 7%、住民税 3%)の特例の適用期限を 1 年延長。平成 21 年度からは新たな制度を導入することとなりました。

【 住宅のバリアフリー改修促進税制の創設 】(減税)

自己の居住用の住宅についてバリアフリー改修工事を行った場合にその工事費用のための借入金(1,000 万円を限度)の一定割合を 5 年間にわたり所得税から控除する制度です。適用対象者は 50 歳以上の者等や要介護者等と同居している者などが該当します。さらに工事完了後は 3 年間、固定資産税を 3 分の 1 に減額されます。

この改正案をもとに国会の審議を経て今年 3 月に成立する予定です。詳しくはお気軽に相談下さい。(掲載表現については条文よりわかりやすくしてあります。)

電子申告についてのお知らせ



現在まだ数%程度の実施率の電子申告・納税制度を政府は 50%まで引き上げる方向で取り組んでいます。今後は常識となるであろうこの制度の概要を紹介いたします。

【 具体的にどうな

申告書を税務署に持っていき、又は郵送しないで、インターネットを通じ、パソコンにより提出ができます。また、納税も銀行のインターネットバンキングにより行うことが可能となります。

【 手続きは? 】

- ①「電子申告・納税等開始(変更等)届出書」を税務署に提出します。(インターネットでも可。)
- ②個人では市町村にて住基カードを取得。法人では所轄の法務局等から電子証明書を取得します。(取得には費用がかかります。また、有効期間もありますので注意してください。)
- ③ICカードリーダーを準備する。(電子納税のみの場合は必要ありません。)
- ④税務署から届いた「利用者認識番号」を受け取り、国税庁のHPから e-Tax ソフトをダウンロードし、初期登録手続きを行い利用開始。このときに電子証明書による本人の電子署名が必要となります。

【 税務上の特典 】

平成 19 年度税制改正案では、平成 19 年度分 又は
平成 20 年度分の申告については、いずれかで、
5,000 円の税額控除が受けようになります。
(初期費用にかかった分に相当?)



【 簡単にできない 】

税理士に対し、利用同意書により委任すれば、
①の開始届を提出するだけで電子署名を省略
でき、後は税理士にお任せできます。

【 デメリットはないの? 】

電子申告だと申告書に税務署の押印がされ
ません。各種資格の延長手続きや金融機関から、
税務署の押印がされた申告書が求められる
ケースがまだあるようですので、気をつけな
ければなりません。代わりに受付を知らせる
税務署からのメールが届きます。今後は電子
申告(申請等)の証明書が税務署より発行される
予定となっています。

今後、1年ほどかけて
平成19年度からの電子申告等
を開始する準備をしてはどうで
しょうか…?

私たちはお手伝いします!!

気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として
税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動への
サポートを行っています。お気軽にご相談下さい。



金田会計事務所

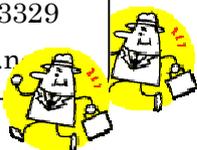
〒541-0052

大阪市中央区安土町3丁目4番5号

本丸田ビル3階(1階阪急そば)

TEL(06)6264-3328 FAX(06)6264-3329

E-Mail: kanedakaikei@peace.ocn.n



～司法書士の会にて～
「税制と会社法について」の講義